

令和2年度第1回半田市障がい者自立支援協議会議事録

開催日時	令和2年6月29日（月）	10時00分～12時00分
開催場所	半田市役所 大会議室	
会議次第	<p>1. 会長あいさつ</p> <p>2. 報告事項</p> <p>（1）令和2年度年間計画について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労部会 ・子ども部会 ・権利擁護部会 ・地域包括ケア部会 ・医療的ケア支援に係る検討会 ・行動障がいに係る支援体制検討会 ・学生に関する検討会 ・相談支援連絡会 ・現場職員向け研修 <p>3. 協議事項（グループワーク）</p> <p>（1）第3期障がい者保健福祉計画及び第5期障がい福祉計画について 第1期半田市障がい児福祉計画について</p> <p>4. その他</p> <p>（1）令和2年度事務局について</p> <p>（2）令和元年度基幹相談支援、委託相談支援の実績について</p>	
出席委員 （ ）は欠席	<p>田中和彦、(立石佳輝)、藤田理格、金森大席、中野直哉、大田優子、井上将志、森田貞子、山崎千佳、(石川幸彦)、鋤田素羽、(森二三男)、竹内稔晴、杉森英子、矢野昭男、山本加代子、石川茂子、岡崎将司、柴田幸子、杉江徳長 ※敬称略</p>	

<p>市関係 ()は欠席</p>	<p>福祉部長：新村、健康子ども部長：竹部 高齢介護課長：沢田、幼児保育課長：竹内 保健センター事務長：沼田、つくし学園長：酒井 学校教育課：百武</p>
<p>事務局</p>	<p>地域福祉課長：杉江、子育て支援課長：伊藤 地域福祉課 副主幹：杉浦、主事：澤田、書記：片山 子育て支援課 主査：内藤、主事：三浦、書記：梁川 半田市障がい者相談支援センター長：加藤 副センター長：徳山</p>
<p>次 第</p>	<p>議事概要</p>
<p>1. 会長あいさつ</p>	<p>(田中会長) 本日は、障がい者保健福祉計画のことを詰めていかなければなりません。委員の皆様からのご意見を踏まえながら、より良い計画にしていきたいと思いますので、ご協力よろしくお願ひします。</p>
<p>2. 報告事項 (1) 令和2年度年間計画について</p>	<p>●就労部会（事務局：澤田）資料：P 7 新型コロナウイルス感染防止の観点から、大型企画を避けながら、来年度以降の様々な企画の準備をしていく年とします。今年度実施することは2点です。 1点目は、就労アセスメント実習です。特別支援学校の生徒の進路選択に関わるため、夏休みに期間を短縮して実施します。 2点目は、子ども部会と合同で実施するお仕事ガイダンスです。特別支援学校卒業後の事業所の選択に関わるため、実施する予定ですが、新型コロナウイルスの状況を踏まえながら開催方法は検討していきます。 9月には重度の身体障がいのある方の就労支援を考えるきっかけ作りとして、ひいらぎ特別支援学校へ見学に行く予定でしたが、学校側の状況も踏まえつつ、開催を検討していきます。</p> <p>●子ども部会（藤田委員）資料：P 8 昨年度からは特に内容は変わっていません。今年度実施することは2点です。 1点目は、現場職員のスキルアップ研修です。7月、9月、</p>

1 2月で研修を実施していく予定ですが、状況を見ながら具体的な時期や内容を検討していきます。

2点目は、毎年実施している保護者向けの情報提供会です。10月に放課後支援ガイダンス、11月に就労部会と合同でお仕事ガイダンスを実施予定です。

●権利擁護部会（金森委員）資料：P 9

全体的に状況を見ながら活動していきます。今年度実施することは2点です。

1点目は、合理的配慮収集のモデル実施です。エールチケットを活用して、障がいのある方に店舗を利用してもらい、街にあるバリアフリーや合理的配慮の点などを探してきてもらう想定です。

2点目は、虐待・差別に関する研修の実施です。12月～1月にかけてZOOMを活用した形で実施し、対象は事業所向け・当事者向けを予定しています。

●地域包括ケア部会（中野委員）資料：P 10

今年度も、施設入所や長期入院からの地域移行に関するワーキンググループと、地域生活支援拠点の整備に関するワーキンググループのそれぞれで活動していきます。

両ワーキンググループとも専門性が高いため、関係者もそれぞれ分けていきます。年度末に全体会を開催し、両ワーキンググループの情報共有や分析、評価を行います。

●医療的ケア支援に係る検討会（事務局：内藤）資料：P 11

医療的ケアを必要とする方が地域で安心して生活することができるように、医療的ケアの必要な方の近況の共有や課題を解決するための施策の協議を実施していきます。

今年度は特に、保育・教育の保証について協議していく予定です。下部組織として、保育・教育の保証についての検討部会を随時開催していきます。その他に、医療的ケアの出生・転入時の支援方針を検討する受理会議も随時実施していきます。

また、新たに今年度から医療的ケアの必要な大人の事例検討も3回予定しており、大人の課題抽出も行っていきます。

	<p>●行動障がいに係る支援体制検討会（事務局：加藤） 資料：P 1 2</p> <p>今まで、南3町と常滑と共同で、基礎研修を実施してきましたが、新型コロナウイルス感染防止の観点から、今年度は、事業所を集めての研修実施はせず、ZOOMを活用して研修を実施していく予定です。</p> <p>強度行動障がいがあり、事業所のみで解決できないケースへの検討会議介入も引き続き行っていきます。</p> <p>●学生に関する検討会（事務局：加藤）資料：P 1 3</p> <p>日本福祉大学とそれ以外の大学から未来の半田市の支援者を確保するためのマッチング方法を考えていきます。イベントの実施は状況を見て検討していきます。学生の研修会への参加や、ウェルフェアワークスと共同で行うマッチング企画は実施していきたいと思えます。</p> <p>●相談支援連絡会（事務局：徳山）資料：P 1 4</p> <p>現在、半田市内の相談事業所は9か所あります。事業所間の連携や、相談員のスキルアップが益々必要になってきています。</p> <p>今年度は、事例検討を毎月実施していきます。勉強会や研修会も随時実施していきます。</p> <p>●現場職員向け研修（事務局：片山）資料：P 1 5～1 6</p> <p>全6回の研修を実施します。実施方法については、新型コロナウイルス感染防止の観点からZOOMを利用していきます。</p> <p>【質疑応答】 なし</p>
<p>3. 協議事項（グループワーク）</p> <p>（1）第3期障がい者保健福祉計画及び第5期障がい福祉計画について</p> <p>第1期半田市障がい</p>	<p>資料：P 1 7～5 4、参考資料</p> <p>●第3期半田市障がい者保健福祉計画について（事務局：杉浦）</p> <p>P 1 7は書面開催とした令和元年度第3回本会で委員からいただいた意見を集約したものです。</p> <p>P 2 1～2 2は委員からの意見を反映させ一部修正したものです。</p> <p>現計画からの変更点としては、重点課題ごとに具体的な内容</p>

<p>児福祉計画について</p>	<p>を2項目追加し、抽象的な課題を具体化させています。</p> <p>「基本理念」「重点課題」は3月の書面会議にて承認をいただきましたので、今回お示ししたP21～22で決定させていただきます。</p> <p>今後の策定スケジュールについて説明します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今日の本会で、基本計画の内容について協議していただきます。 ・その後、本会での意見と現在実施しているアンケートの結果を反映させ、部会等や運営会議にて修正を行います。 ・10月に予定している令和2年度第2回自立支援協議会本会にて計画素案をお示しします。 ・12月にパブリックコメントを実施します。 ・2月末もしくは3月の令和2年度第3回自立支援協議会本会にて、計画最終案をお示しし、承認をいただく予定です。 <p>●第2期障がい児福祉計画について（事務局：内藤）</p> <p>第2期計画の期間を令和3年度から5年度の3年間として策定します。</p> <p>第1期計画は、第2期障がい者保健福祉計画の別冊として、障がい者保健福祉計画に含まれる形で策定しましたが、第2期障がい児福祉計画は、障がい者保健福祉計画と一体とせず、単独の計画として策定します。</p> <p>その理由として、本計画は、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」を上位計画にもち、障がい福祉に関する内容だけでなく、児童福祉に関する内容を多く含む「子ども」の計画であり、「子ども」の内容をより明確にするためです。本計画に盛り込む内容は、本来定めるべき障がい児通所支援等の提供体制の数値目標に加え、障がい児支援に関する施策を総合的にまとめた内容とします。</p> <p>P24の計画の施策の体系について説明します。</p> <p>基本理念については、第1期計画から引き継ぎたいと考えています。</p> <p>基本目標については、第2期計画では2つ設定していきたいと考えています。</p> <p>1つ目の目標は、第1期計画の基本目標を一部引き継ぎ、子ども本人の最善の利益のため、子ども本人とその家族に合わせ、</p>
------------------	--

ライフステージを通して切れ目のない支援を提供することを目標とします。

2つ目の目標は、現在の視点だけでなく、未来に向かっての支援として、目指す姿を本人とその家族、そして子どもに関わる機関が共有し、連携して支援を行うことを目標とします。

重点施策についてです。第2期計画においても、第1期計画と同様に6つの重点施策を設定し、基本理念、基本目標の実現に向けて施策を展開していきます。

●第5期障がい福祉計画について（事務局：片山）

現在の計画の数値目標に対する点検・評価を行い、そこからサービスの利用状況や傾向を把握した上で、事業所の今後の事業展開や利用者のニーズを加味し、新たに第6期障がい福祉計画の数値目標を設定していきます。

現段階は、第5期障がい福祉計画の点検、評価を行っているところであります。

各サービスの実績から見える課題や傾向を資料に記載しておりますのでご確認ください。また、参考資料として、現在の半田市の手帳取得状況と各サービスの実績の詳細を表にしたものをお渡ししていますので併せてご確認ください。

○訪問系サービス

重度訪問介護を除くすべての福祉サービスが、例年実績が減少傾向にあります。実績が減少している理由として、支援者（ヘルパー等）の不足が1番の要因として考えられ、訪問系サービスは利用したくてもできない現状があります。

○日中活動系サービス

目標値に達していないサービスはあるものの、全体として利用は伸びてきています。特に、就労継続支援B型については、精神障がいと知的障がいの方の利用が増え、目標値を大幅に超えている現状です。しかし、短期入所は利用ニーズが多いサービスにも関わらず、実績が伸びていません。実施事業所の数と、受け入れ人数も多くないサービスであるため、利用ニーズに応えられていない課題があります。

○居住系サービス

グループホームの利用が年々伸びております。親なき後を見据え、グループホームを利用していきたいという声は多く聞きます。事業所も年々増えつつあり、今後さらに伸びていくことが考えられます。

○相談系サービス

年々サービス利用者は増加傾向にある中で、市内の相談事業所の協力もあり、現在は約800名のサービス利用者のうち、セルフプランは1名であり、ほぼ100%相談員によるサービス等利用計画の作成が実現しています。市内で相談事業所も整備されてきており、今後益々、相談支援の質の向上が求められます。

○地域生活支援事業

移動支援・日中一時支援は支援者不足、特に土日の支援員の不足により、利用ニーズに对应されていない現状があります。体験的宿泊は、実施事業所の登録は増えてきていますが、事業所の体制上、実施が難しいという声が上がっています。また、利用ニーズもまだまだ伸びてきておらず、課題の多いサービスです。

この数値からは見えない課題や、委員の皆さまのそれぞれの立場だからこそ見える課題、また、今後のサービスの傾向などについて是非ご意見いただきたく思います。本日配布させていただきました、「協議事項に対する意見書」にご意見いただければと思いますので、ご協力よろしくお願ひします。

●第1期障がい児福祉計画（障がい児通所サービス）について
（事務局：内藤）

○児童発達支援

利用量の見込みに対して、実績が上回っています。1人当たりの利用量も、見込みよりも増加しており、令和3年度以降も同様の伸びとなる可能性があります。

○医療型児童発達支援

近隣に実施している事業所がないため、実績はありません。令和3年度以降も状況が変わらない限り、利用量の見込みはありません。

○放課後等デイサービス

利用量の見込みに対して、実績が上回っています。利用量の増加は見込みより緩やかになっており、令和3年度以降も同様に増加率が徐々に減り、近いうちにピークアウトすると考えられます。

○保育所等訪問支援

利用量・実人数とも増加を見込みましたが、実際には平成30年度から令和元年度にかけて減少し、見込みと大きく乖離しました。ニーズ自体の減少ではなく、人員体制の問題で実施できなかったため、令和3年度以降は、再び増加すると見込んでいきます。

○居宅訪問型児童発達支援

医療的ケアが必要で、感染の課題があり、集団への参加が難しい児童の療育のため、令和元年度からつくし学園が居宅を訪問して児童発達支援を実施する事業を開始しました。令和3年度以降も対象となる児童がいる場合、利用が見込まれます。

○事業所数

放課後等デイサービスを除く事業は、概ね見込みどおりです。放課後等デイサービスは、見込みを既に超過しており、利用実績から見ても近年中にピークアウトを迎えることから、令和3年度以降の見込みについて検討する必要があります。

○相談支援

児童発達支援、放課後等デイサービスの伸びに比例して、増加しています。令和3年度以降も通所サービスに比例するものと思われま

P53は支給量別の支給決定人数をまとめたものになります。各サービスの状況を説明します。

○児童発達支援

週4以下の割合に大きな変化がありません。週5以上は、週6の割合が減り、週5の割合が増えています。週6はつくし学園の利用者であり、民間事業所の利用者が増え、つくし学園の利用者の占める割合が減ったことによるものです。

○放課後等デイサービス

放課後等デイサービスは、3か年の支給割合はほとんど変わらず安定しています。支給の割合は、週2と週3が最も多く、全体の6割を占めています。

P 5 4は年齢別支給決定人数をまとめたものになります。年齢別の支給決定人数は、7歳（小1）が多くなりました。各サービスの状況を説明します。

○児童発達支援

児童発達支援は、0歳から4歳までは毎年新規の利用者がいます。5歳以降は前年からの持ち上がりとなっております。民間事業所とつくし学園を比較すると、民間事業所の利用が増加しています。令和元年度の民間事業所の年長が前年に比べ利用が減っています。これは、児童発達支援から幼稚園や保育園に移行したことによるものです。

○放課後等デイサービス

放課後等デイサービスの新規は、小学1年生が最も多く、以降はほとんど既存利用者の持ち上がりとなっております。

●第3期障がい者保健福祉計画の基本計画について（事務局：杉浦）

P 2 7～4 2は第3期障がい者保健福祉計画の基本計画となるものです。現計画を振り返り、課題を抽出したうえで、向こう3年間の基本計画を文章化しました。この後、各部会より計画の内容とご意見いただきたい項目を説明します。すべての説明後に、就労部会、子ども部会、地域包括ケア部会、行動障がいに係る支援体制検討会の4つの部会等があげた議題についてグループワークを行います。各部会の提案した基本計画の内容についてのご意見は、「協議事項に対する意見書」に記載いただき、7月6日までに地域福祉課へご提出ください。

●運営会議（事務局：加藤）P 2 8～3 0

運営会議では、障がいのある方も地域を構成する一員としてさまざまな活動に参加でき、非常時にもお互いに支えあえる地域を目指します。具体的には次の4点の整備を行います。

1点目は、地域生活支援事業や就労アセスメントなど、さまざまな体験をする機会の整備。

2点目は、クライシスプランの作成や福祉避難所、避難行動要支援者など、災害時を見据えた体制の整備。

3点目は、生活困窮や介護保険など制度の狭間で困ることの

ないような体制の整備。

4点目は、相談や福祉サービスにつながっていない方への情報提供や集いの場の整備。

現状として、手帳を所得している方約5,600名のうち、サービスを利用されている方は約1,200名です。自立しており、支援を必要としていない方もいるのですが、まだまだ支援が必要な方に情報が届いていないように思います。

【ご意見いただきたいこと】

障がいのある方も地域の一員としてさまざまな活動に参加していく機会を広げるため、イベント等にどのような形で参加していくとよいかについて。

●就労部会（事務局：澤田）P31

就労部会では、障がいによらず、将来の暮らし方を自分で選択するなかで、就労を希望された場合も、安心して働き続けることができる環境を整えるため、働く本人、その支援者、雇用する企業それぞれを支える体制づくりを目指します。

このため、それぞれ3つのアプローチを行います。

1つ目は、働く気持ちを応援する支援者について、福祉サービスの中だけでなく、地域活動などを取り込みながら、地域で支えていくための仕組みを作ります。

2つ目は、働いている本人が仕事とプライベートそれぞれ両立させながら、働くやりがいや生きがいを見つけ、当事者同士が支えあうきっかけ作りを行っていきます。

3つ目は、雇用する企業や、福祉的就労の受け入れ先としての事業所について、障がいの程度により選択の幅が制限されることのないよう、環境面の整備や支援方法について、課題共有を行いながら解決策を考えていく場を広げていきます。

【ご意見いただきたいこと】

障がいのある方の就労定着を支えるため、現在の福祉サービス以外の施策を考えていくにあたり、支援体制として求められる機能など、当事者や企業のニーズにこたえるために必要と考えられることについて。

●子ども部会（藤田委員）P32～34

子ども部会の掲げる基本目標を実現していくために、4つの

点に重点を置き、基本計画を設定しました。

一つ目は、ライフステージの移行期において関係機関が丁寧な引継ぎを行うことにより、切れ目のない支援を行えるよう、連続的な縦の連携を行うこと。具体的には、児童発達支援センターつくし学園に設置されている発達支援相談あゆみによる0から18歳までの継続した相談支援や、ふれあいによる関係者間の情報の引き継ぎについて記載しています。

2つ目は、「子ども分野」においては、保健、医療、福祉、保育、教育等様々な機関が一人の児童とその家族に関わることから、それぞれの機関が方針を同じくして支援を行えるように横の連携を行うこと。具体的には、多機関の連携についての内容を記載しております。

3つ目は、縦の連携・横の連携の根幹をなす、中核的な存在として児童発達支援センターであるつくし学園の機能の強化を行うこと。具体的には、児童発達支援センターの機能である地域支援事業の内容を記載しております。

4つ目は、子ども本人の最善の利益を迫及するのを当然のこととし、本人の最も身近な支援者であるその家族を支えることによって、本人が安心して家族と一緒に暮らし続けること。具体的には、子育ての悩みや不安を共有できる場の開催や保護者が特性の理解や関わり方を身に付けるためのペアレント・トレーニングの実施などを記載しております。

【ご意見いただきたいこと】

・障がいのあるお子さんの保護者を孤立させないために、当事者同士の悩みの交流の場作りやペアレント・トレーニングを進めていきたいと考えていますが、参加しやすい形や内容について。

・地域社会への参加・包容（いわゆるインクルージョン）の観点から、一般の子育て施策の中でも福祉的な専門性をもった人材を配置する、あるいは、育成するためにはどのような取組が必要かについて。

●権利擁護部会（金森委員）P35～36

権利擁護部会の掲げる基本目標を実現していくため、4つの点に重点を置いて基本計画を設定しました。

1つ目は、子どもたちが幼少期から障がいについて学び、ま

た、障がいのある方との交流をすることでお互いが支え合える思考を育んでいくこと。

2つ目は、地域に対して、障がい理解を目的とした啓発活動を実施することで、理解を深め、その人にあった合理的配慮が提供されるような地域づくりをしていくこと。

3つ目は、障がいのある方が普段の生活から馴染みの場所や頼れる人との関わりを持つことで、困りごとや異変に周りが気付くような関係性を築くこと。

4つ目は、虐待に対して早期に対応できる体制の整備と虐待対応後も家族に対する総合的な支援が行える体制を整備すること。

【ご意見いただきたいこと】

- ・障がいのある方もない方も分け隔てなく交流でき、相互に理解が進むためにどのようなことができるかとよいかについて。
- ・障がいのある方の権利擁護の視点で、力を入れて取り組むべきことについて。

●地域包括ケア部会（中野委員）P 3 7

地域包括ケア部会の掲げる基本目標を実現していくため、3つの基本計画を設定しました。

1つ目は、地域生活支援拠点の共通理解のためガイドラインを活用し、緊急時の対応および緊急事態を未然に防ぐための支援方法について、相談支援専門員と情報共有します。また、障がいのある方の家族の高齢化に伴い、家族からの支援が少なくなっても地域で生活していけるように、体験的宿泊事業を推進し、生活に必要な技術・知識・自信を身につける場を整備します。更に、緊急時の対応ができる事業所を増やします。

2つ目は、入院・入所している方へ多様な生活の在り方を情報提供することで、自己選択、自己決定ができる機会を作ります。

3つ目は、地域に住む障がいのある方が、互いに生活の経験等を共有し話し合うことで、不安や悩みを一緒に解決していけるよう当事者の交流の場を整備するとともに、地域とのつながりを目的とした地域のイベント等への当事者の参加を推進します。

【ご意見いただきたいこと】

・体験的宿泊の実施事業所を増やし、利用しやすくするためには、どのような働きかけや工夫が必要かについて。

・入院・入所している方への情報提供や意思決定支援について、病院だけではなく、他分野（医療・保健・福祉）が協働して取り組むためにはどうするとよいかについて。

●医療的ケア支援に係る検討会（事務局：内藤） P 3 8

医療的ケアが必要な方が地域で安心して生活できる支援体制の整備として、①多機関連携、②本人の発達支援、③家族支援の3つの視点が大切と考え、基本計画を設定しています。5つの基本計画のうち、上から1～2つ目が他機関連携、3つ目が本人の発達支援、4～5つ目が家族支援の視点となっています。

【ご意見いただきたいこと】

・医療的ケアの必要な方を支えるため、地域に不足していると感じる点について。

・看護者の休息を目的とした受け入れ先の確保について、受け入れ先を増やすためにはどのような施策が必要かについて。

●行動障がい支援体制検討会（事務局：加藤） P 3 9

行動障がい支援体制検討会では、障がい特性の見立てと支援の手立てができるスタッフの育成と家族や支援者も安心できるネットワークづくりを目指します。

現状として、行動障がいがあり、家族への暴力や物を壊してしまうなどの行為が続き、家庭での生活が難しくなっている高等部の事例が今年度だけで3件続いています。

また、事業所においても不安定になり暴れてしまったことにより、止めようとしたスタッフが不適切な止め方をしてしまい、虐待通報に繋がったケースも出てきている現状にあります。

本人の障がい特性の課題ではなく、支える側や環境を整える必要性を強く感じています。

【ご意見いただきたいこと】

・事業所を超えた情報共有や、サポートしあえる横のつながりの場をどのような形で作っていくとよいかについて。

・児童発達支援や放課後等デイサービスなど、幼少期からの支援でどのような取組みを行うと、思春期以降の支援での不安定さの軽減につながるかについて。

●学生に関する検討会（事務局：加藤） P 4 0

学生に関する検討会では、未来の福祉の担い手の育成を目指し、学生も活躍できる機会を作ることを目指しています。

具体的には、次の3点です。

1点目は、未来の福祉を担う学生の人材育成として、自立支援協議会の研修会などへの参加を含め、学生も学べる場とともに実践の場を作ること。

2点目は、半田の福祉に興味を持ち、就職等にも繋がるよう事業所と学生のマッチングの機会を作ること。

3点目は、インフォーマルな資源の充実を学生とともに考え実践できる場を作ること。

現状として、ヘルパーを必要としている方が多くいる一方で、実利用時間は移動支援では提供時間数が減少している状況にあります。また土日の支援を行うことの多い日中一時支援B型においても実際利用日数は少ない現状があります。つまり、支えての不足は明確な状況です。

【ご意見いただきたいこと】

ヘルパーをはじめとする福祉人材を確保するため、学生への魅力発信・情報発信のためのアイデアについて。

●相談支援連絡会（事務局：徳山） P 4 1

相談支援連絡会では、市内の相談支援の質の向上と、そのための重層的な相談支援体制の構築を目指しています。

具体的には、本人中心の支援を行うために勉強会等で知識を身に着ける場を作り、相談支援専門員同士が事例を基にした情報交換や、グループスーパービジョンを通して、相談員の技術の向上を行っていきます。

重層的な相談支援体制とは、福祉サービスを利用している方の計画相談を実施している指定一般特定と、サービス利用のない障がいのある方の支援を行う委託相談が連携し、障がいのある方が必要な時に必要な支援を利用できる体制を目指していきます。そのために、毎月1回以上市内の相談支援事業所を募って課題検討や実践を行っていきます。

【ご意見いただきたいこと】

相談支援の質の向上に必要な取り組みや研修内容等について。

●事業所連絡会（事務局：徳山） P 4 2

事業所連絡会では市内の福祉サービス事業所が支援の工夫や課題を共有し、より良い支援体制の構築を目指すために事業所間で検討を行います。

具体的には、初任者向け・中堅者向けなど支援者のスキルに合わせた研修の実施や、災害時に備えた取り組みや情報交換の実施を行います。特に人材不足が深刻な居宅介護について、医療（訪問看護）・保健・訓練等給付・リハビリ等との役割分担を検討しながら必要な支援の確保に取り組みます。

【ご意見いただきたいこと】

福祉サービスの質の向上のために、検討が必要な課題や研修内容等について。

【質疑応答】

なし

（事務局：杉江）

P 1 7で、書面開催とした令和元年度第3回本会で金森委員からいただいた「理念にある主語の「わたし」と「はんだ」のこだわった部分、違いは何であるのか」という質問に対してお答えします。

P 2 1の基本理念の部分になります。5つの理念のうちの1つ目と2つ目、5つ目の「相談できる人がいること」、「身近に集える場所があること」、「地域での役割があること」は生活していく上でとても大事なことであると感じています。この3つについて、障がいのある方個人を主体で考えた時、「わたし」という表現が適していると判断したと理解しています。

3つ目と4つ目については、行政の社会資源や環境の整備を進めたいという面から考えています。はんだには「気軽に参加できる機会」や「支え合うしくみ」があることによって、障がいのある方がない方と同じように自分らしく生きていけるようになるのではないかと考えた時、主語は「はんだ」が適していると判断したと理解しています。

●グループワーク

Aグループ

1 障がいのある方の就労定着を支えるための支援体制として求められる機能など、当事者や企業のニーズにこたえるために必要だと思ふこと

- ・就労後の定着を考える前に、企業において受け入れからスキルアップにむけたノウハウがないことが多い。
- ・中小企業では、障がい者雇用自体があまり進んでいないと感じられる。
- ・就労後、企業として個人の生活に対して踏み込める限界があり、生活リズムの乱れが仕事に影響した場合の対処法がない。
- ・障がい者個人に対してジョブライフサポーター1人という体制では、支援者不足となるのが明白なため、1企業に対して1名、1地域の企業に対して1名など、企業単位で配置してはどうか。
- ・仕事内容は多くの企業で配慮してもらえている印象。就労後の障がい者本人から相談が来るのは職場の人間関係に関することが多い。
- ・他地域に比べて、半田市内や知多地域では車いすで仕事ができる企業がない。ひとりで移動できない場合、就職先がない。
- ・コロナウイルスなどにより、在宅勤務という考え方が広がっており、障がい者雇用にも影響があるとよい。通勤せず、在宅での仕事が増えれば、障がい者の働き方も幅広くなると思われる。

Bグループ

1 保護者の孤立を防ぐため、交流の場やペアレント・トレーニング等の企画にあたり、参加しやすい形や内容について

- ・就労していて忙しかったり、集団の場が苦手な保護者がいたり、参加がなかなか進まない現状がある。
- ・現役の子育て世代同士の交流も必要だが、OBの方からの意見も参考になるので、そういった方との交流の場も持てると良

い。

・保護者によるが、上手にそういった場につながっている保護者もいるが、そういった情報が届いていない保護者もいる。そういった方々に上手に情報を発信する仕組みは必要では。関係機関としても「ここに聞けばそういった情報が得られる等一元化されているとなお良い。」。

2 一般の子育て施策の中でも、福祉的な専門性のある人材を取り入れていくために必要だと思うこと

・研修等を職員向けにやっても、実践となるとなかなか難しい。キーとなる人物が現場で対応方法を他の職員に助言などをしていくことができないと実践は進まないし、続かない。

・一般の子育て施策側としては、お子さんに障がいがあると聞くと身構えてしまうことがあるが、そうした中で対応できる職員が一人いるだけでも安心して支援ができるので、そういった人材の育成は必要。

・特別支援教育コーディネーターのように役職を定めることによって、キーとなる職員に情報が集約され、ノウハウが蓄積するようになるのでは。

・放課後児童クラブの職員に対する研修は、事例検討等をメインで行って現場で実践してもらえる内容のものを繰り返し行う必要がある。

・一般の子育て施策側としては、現場指導があると一番助かるとの声がある。保育所等訪問支援のように指導・助言を行える職員を派遣してもらい、障がいのある児童に対する関わり方などを職員に指導してもらえたらよい。

C グループ

1 体験的宿泊の実施事業所数の増加や、利用促進を図るために必要だと思う働きかけや工夫について

・生活訓練の宿泊型のような機能が体験的宿泊にもあるとよい。

・事業所の通所後の夕方以降の過ごし方をアセスメントする意味合いで利用してはどうか。

・本人の不安や緊張に配慮し、障がい種別ごとに定期的に実施できる事業所があるとよい。

・体験的宿泊を実施した事業所の実施例を共有する機会があれば、他の事業所もイメージが持てるのではないか。

2 入院・入所者への情報提供や意思決定支援について、病院以外の他分野（医療・保健・福祉）が協同して取り組むために必要だと思うこと

・相談支援に繋がっている方は相談員からの情報提供の協力が必要である。

・家族教室等を通じて、本人の家族に対して情報提供する機会があるとよい。

・一人でも多くの方に地域移行に関心を持ってもらえるよう、ピアの活用も必要である。

・入院している方が地域の社会資源や事業所を見に来る機会があるとよい。

→入院患者向け・家族向けバスツアー等

Dグループ

1 事業所を超えた情報共有や、横のつながりの場をどのような形で作っていくとよいか

・コロナによって課題が見えたが、緊急時や災害時での関係機関の役割を明確にし横のつながりの場を作る必要がある。

・行動障がい起きる背景やその行動の意味を理解し、家族だけが抱え込まないネットワーク作りが大切である。

・例えば、親が障がい支援の専門家であった場合であると、児童が家庭で過ごす問題が大きくなってからしか関係機関に相談ができない状況がある。早期の段階で相談できる環境が必要である。

・自立支援協議会の中では、日中活動の部会がない。情報共有のためにも、自閉症の方を支援する事業所が集う場を設置する必要があるように感じる。

2 幼少期からの支援でどのような取り組みを行うと、思春期以

	<p>降の支援での不安定さの軽減につながるか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼少期から本人の支援のみではなく、家族への支援も大切である。また、幼少期からの支援を行うことの大切さを理解してもらう。 ・ 家族に現場に入ってもらい、一緒に支援する取組みが必要である。 ・ 幼少期から親子・家族で出かける機会が必要となる。 <p>《全体を通して》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援にあたり、本人の権利と併せて支援する職員の権利を伴に考える必要がある。 ・ 知識や支援の質を向上するために、繰り返しの研修が必要である。 ・ 指標・目標を共有するために、共通アセスメント、支援者が障がい者・児の行動を簡単に点数化できるシートを活用する必要がある。
<p>4. その他 (1) 令和2年度事務局について (2) 令和元年度基幹相談支援、委託相談支援の実績について</p>	<p>資料：P 5 5～6 8 (田中会長) 時間の都合上、資料の配布により説明と替えさせていただきます。</p>
	<p>(事務局：杉江) 次回の開催は10月21日(水)の午前中を予定しています。以上を持ちまして令和2年度第1回半田市障がい者自立支援協議会を終了します。</p>